

## 平成 20 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

### 1、本日の欠席議員（ な し ）

#### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐 藤 文 一	局長補	佐 藤 谷 博 之
議事調査係長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

#### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	斎 藤 隆 一
健康福祉部長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガス水道局長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
総務部総務課長	森 鉄 也	企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 家 一	会 計 管 理 者	大 場 久
農 林 水 産 課 長	阿 部 誠 一	商 工 課 長	森 孝 良
建 設 課 長	齋 藤 正 司	教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均
学 校 教 育 課 長	佐 藤 和 広		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成20年6月12日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

去る6月10日の本会議初日の市長による市政報告の中で、一部数字が違っておりましたとの申し出があり、訂正の発言を求められておりますので、これを許します。市長。

市長(横山忠長君) おはようございます。

今、議長が申されましたが、「ねむの丘」の利用状況についてでございます。入浴者は前年上期の対比で、開会初日には「2.1%」と申し上げましたが、これを「10.6%」に、それから、純売上額は「10.6%」の減と申し上げましたが、「1.5%」に訂正していただきたいと思っております。よろしくお願いたします。(該当箇所訂正済み)

議長(竹内睦夫君) 日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、15番榊原均議員の一般質問を許します。15番榊原均議員。

【15番(榊原均君)登壇】

15番(榊原均君) おはようございます。

通告に従って一般質問をいたします。3点通告してありますけれども、ちょっと順番が、1と3については市長に質問通告しております。2点目の教育については教育長ということでございますので、これ1、3をまとめて市長に質問させていただきます。

まず最初に、地域経済と個人経営、特に今回は建設業とか製造業、いろいろありますけれども、個人の商店、小売業を中心としたことに絞っていきたく思いますので、その辺のところを御理解していただきたいと思っております。その現状と今後の対応についてということでございます。

市長も御存じのとおり、なかなか地方の景気がよくなっていないと、特に都会と地方の格差がどんどん広がっている現状でございます。それに伴い、少子・高齢化も地方においては大変進んでお

りまして、大変厳しい面が続いているのが現状だろうと、そう思います。それに、昨今は原油を中心とした原材料の値上がり、それに穀物までが相当逼迫した状態になっているということで、なかなかそういう値上がりが製品の価格に転化できないということで、大きく経営を圧迫している現状だろうと思います。

こういう環境の中で、にかほ市にとっても特に個人で経営されている商業関係の店舗が大型店の進出やら、前に述べましたいろいろなそういう原材料等の高騰によりまして、経営がすごく圧迫されているということと、後継者の問題で将来に大きく不安を感じざるを得ないということで、最近、店を閉じるという、事業を閉鎖するということが出てきているのが現状でございます。特に後継者問題については、自分の子供、娘、息子がいても、将来を考え、その子供たちに商売を継がせるということではなくて、安定したサラリーマンなり公務員なり、それから公の団体職員なり、そういう傾向がございまして、なかなか地元に着しなくなっているというのが現状だろうと思います。

そういう中で、私は、この個人の商店が今まで果たしてきた役割、特に地域の人方の交流の場として、また、いろいろなコミュニケーションの場として、また、防犯、それにいろいろな伝統行事に大変大きな貢献をしてきたのではないかと、そう思っております。この点については市長も十分認識をされているのではないかなと思います。特にこの前の5月に行われました、にかほ市の商工会の通常総代会におきましては、にかほ市商工会の地域貢献計画という案が示されまして、いろいろありますけれども、その中で、にぎわいあふれるまちづくり協議会の設置ということで、やはりここも、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、地元商店街は社会経済環境の変化の影響を受け、衰退していると。地域の活性化は商店街の元気回復からの認識に立ち、望まれる商店街形成を中心とした今後のまちづくりについて協議をいたしたいということで、具体的に、現状の把握と地域社会の中で果たすべき役割を協議します。2番目に、少子・高齢化社会の中で、どのような商店街の形成が望ましいかを協議します。3番、特色ある商業活動を実践していく商店街を視察・研修したいというふうな項目を挙げて計画を出しましたけれども、全会一致でこの案は承認されました。これも当然商工会のみならず、地域の消費者、それから、にかほ市が一体となって、こういう形で協議をしていかなければ、なかなか実を結ばないのではないかなという感じをしております。そういう観点から、市長は、この状態を今どのようにとらえているのか。また、市として、市長として、このような状態について何かお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

2点目でございます。これは指定金融機関北都銀行の合併についてでございます。今回、報道、新聞等で発表になりました北都銀行と、これは県外です、県を越えての庄内銀行との持ち株会社設立に向けての合併問題でございます。

私たち、昔は、銀行といえば絶対つぶれないものだと、護送船団方式といいまして、そういう形で地域住民の信頼、安心、安全を培ってきたと思っておりますけれども、非常に国際化の波、それから国内での競争の激化によりまして、その船団方式も崩れ、今まですべての預金を保証していたものが、ペイオフ等で1,000万円とか、いろいろな、そういう状況が変わってきております。今回の合併に向けて、22年ということでございますけれども、それが実現しますと、預金量では6番目、

貸し出しでは3番目ということで、これは大きなスケールメリットをねらうということと、地域経済にきちんとした答えを出していくという面で、私は正しい判断をしているのかなと、そういう感じをしております。そういうことで、今、銀行では、都市銀行も大変、そういう国際化の波で、大手も合併しておりますし、聞くところによりますと、今、1行当たり預金量が3兆円を確保しなければ単独ではなかなか生き残っていけないという話も聞きました。そうしますと、今、東北では生き残れるのは、この形でいきますと1行しかない。おのずと銀行が合併をしていかなければいけない、そういう土壤があるのかなと。やはりお互いに合併することによってメリットがあるということだろうと思いますし、この県外というのが非常に、私は大変なことがあったんじゃないかなと思いますけれども、お互いにそれぞれのいいところを引き出していくのかなと。それと、やはり、将来の人口減、30年後には70万人ぐらいになるだろうと予測されます秋田県の人口を考えますと、やはり今から手を打っていかなければいけないという、そういう危機感のあらわれにもつながっているのかなと、そう思っております。これについて市長がどういうふうな評価をしておられるのか、また、将来、指定金融機関としてどのようなことになっていくのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います、そう思います。

次に、教育長にお尋ねいたします。

教育全般ということでございますけれども、相変わらず子供たちを取り巻く環境は厳しいものがあります。今回の秋葉原で起きた歩行者天国の無差別殺人といいますが、通り魔的なああいう悲惨な、例のない大惨事になりましたけれども、今いろいろ報道でなされている内容を聞きますと、やはり小さい子供のときからのいろいろな生活環境なり家庭環境なり、そういうものがやはりある程度尾を引いている部分があるのかなと、これはまだ実際わかりませんが、そういう面ではやはり教育というものがいかに大事なのかなと、私はその報道を聞き、改めて感じた次第でございます。

このいじめに関しても、一時、大変大きな騒ぎをし、教育委員会不要論まで出た時期もございました。しかし、最近はそのような大きな問題ありませんけれども、やはりまだまだこのいじめによる自殺も後を絶ちません。そういうことから、このにかほ市内の小中学校で今、このようないじめ、登校拒否等についてどのような現状にあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、2番目でございます。全国学力テストについてでございます。これは昨年に引き続きことしも行われましたけれども、この公表については、議会に対して教育長のほうからほとんど報告といえますか説明を受けていないのが現状でございます。今までの教育長の答弁を聞いてみますと、公表に対してあまり積極的な姿勢がなかったのかなと、私、率直に感じておりますけれども、その辺のところ、どういうふうにご考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。今回については、県の教育長、知事あたりも公表については積極的な見解を示しておりますけれども、その辺のところもあわせてお聞かせいただければと思っております。

次に、塾でございます。生徒の中には塾を利用している方がそれなりにいると思います。特に都会と違って、こういう田舎に関しては、やはり高校受験、要するに中学校に入ってからの塾を利用する方が多いと思いますけれども、この辺、利用している生徒数がどの程度おられるのか、その辺

把握しておられるのかどうか、把握しておられましたら、その辺のところもお聞かせいただきたいと思ひますし、教育長が塾の役割、評価、これをどのように思ひておられるのか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと、そう思ひます。

4番目、携帯電話でございます。これは恐らく、小学校あたりはどうでしょうか、中学校あたりになりますと相当携帯電話を持っているのかなど。最近見ますと、携帯電話による事件が、陰湿で悪質といひますか、非常に出ております。その辺について、今、学校として、この携帯についてどのような指導を行っているのか、また、現在、小学生でどの程度携帯を所持しておられるのか、その使ひ道、使用方法についても学校等できちんと指導なされているかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、5番目になりますけれども、最近、この前の新聞でも、生徒・児童に不審者、いろいろな声をかけられているケースが非常に多いと、ふえているというふうな記事もございました。そういうことで、スクールガード、それから学校評議員、それから学校サポーターと、それぞれ民間の方々協力して、一生懸命やっておられるようですけれども、その辺のところ、今現在まで教育長としてどのような評価をされておられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それから、最後になりますけれども、学校関係の建物でございます。この前の中国で、あのような非常に子供たちが多数犠牲になった、あの地震でございます。一部ではもう、手抜き工事だとかいろいろ言われて、今大変問題になっておりますけれども、この地震というのはいつ来るかわからない状況でございます。それに対する手だてはきちんとやっておかなければいけない、特に教育施設については私はそう思ひております。そういうことで、この耐震に対する、今回、予算書の中でもありましたけれども、その対策に対する現状どうなっているのか、また、問題点ありましたら、お聞かせいただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、個人経営商店の現状についてでございます。榊原議員が御指摘のように、商店街の活性化は大きな課題でございます。地域商店街にとって、大型店の進出、あるいは消費者の車による購買範囲の拡大などは、深刻な客離れをもたらしております、このことが商店経営の後継意欲を減退させていると、そのように考えているところでございます。当然ながら、商店街が衰退していけば、地域の活力も失われていきますし、また、若者離れや人口の減少などもさらに加速させることとなります。行政といたしましても、若い後継者たちが将来に向けて目標と希望を持って商店経営ができるよう支援策を講じていくことも非常に大切だと、そのように考えているところでございます。

御承知のように、これまで、共通商品券やポイントカード、あるいは商店街マップの作成や遊湯スピードくじなど、商工会や商店主が発案した各種事業に対して助成を行ってまいりましたが、商工会関係者と行政が連携をしながら商店街活性化の方策を模索して取り組んでいるのが現状でございます。

そこで、20年度においては、先ほど議員からお話がありましたように、地域の伝統文化をはぐくみながら、地域コミュニティの重要な機能を持つ商店街のにぎわい再生に向けた課題を洗い出し、そして、課題解決の検討を行うために、にぎわいあふれるまちづくり協議会を商工会主催で立ち上げることにしております。行政といたしましても、職員を派遣しながら、協議会で提案された内容などを踏まえて、新たな支援策などについて検討をしてみたいと思っております。

また、秋田県が商工会に委託するまちづくり計画サポート事業が、にかほ市管内で実施される予定と伺っております。この事業では、消費者のアンケートや事業者の意識調査を実施し、当地域の実態把握と新たなビジネスの可能性を探り、まちづくりのメニューや事業者の経営戦略について検証をすることにしております。

さらには、県内外から集客拡大が地域商業の活性化に向けた環境整備の大きな要素の一つと考えておりますので、今年度は県の補助事業で、観光振興による交流人口の拡大を目指す観光地バージョンアップ事業を商工会と観光協会の共同で実施することにしております。この事業に対しても連携をしながら支援をしてみたいと思いますが、こうした事業の実施が商店街の活性化につながる手がかりとなるように期待をしているところでございます。

いずれにしましても、地域商店を取り巻く厳しい状況を打開するためには、実情に精通した商工会を初めとする関係団体と、意欲的な事業者と連携した取り組みが大切でございますので、行政といたしましても、商店街の活性化につながるような対策については引き続き支援をしてみたいと思っております。

次に、質問では教育への質問でございますが、基本的な考え方として、小・中学校施設の耐震化についても私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。その後につけ加えることがあれば教育長からも答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

17年度に建替計画のあった象潟中学校と仁賀保中学校を除いて、すべて耐震優先度調査を実施しております。その優先度ランクに基づき、学校の耐震度調査や耐震工法による基本設計、あるいは第一次診断、第二次診断を実施すべき計画としていたところでございますが、市政報告でも申し上げましたように、診断の優先度が低い学校であっても、本年度中に診断を実施するために今定例会に補正予算をお願いしたところでございます。

中国四川の大地震では、校舎倒壊による児童の犠牲が相次いだことを受けて、国では、学校施設の耐震化事業を促進するために、国庫補助率をかさ上げするための施策を講ずることになりました。したがって、診断の結果によっては、市内の学校についても耐震補強工事が必要となってまいりますので、国庫補助事業の採択を受けながら、早目に対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

また、耐震化対策とあわせて、学校の老朽化や児童数の減少による学校統合などの教育環境の整備についても、教育委員会が中心となって、地域住民やPTA、そして学校と十分協議をしながら、整備計画を策定してみたいと、そのように考えているところでございます。

次に、北都銀行と庄内銀行の経営統合についてでございます。現在、その方向性が示された段階でございますので、今の時点で申し上げることは差し控えたいところはございますが、一般的に見

て、昨今の少子・高齢化社会の進行や本格的な人口減少時代を迎えたことに加え、アメリカのサブプライム問題の影響などで、地方銀行を取り巻く情勢は大変厳しいものがあると考えております。今回の経営統合に向けた協議は、両行の経営基盤の強化を図るための方策として私は理解をしているところでございます。今回の経営統合計画は北都銀行が持っている豊富な資金力と、業界からも注目されている庄内銀行の個人向けの金融商品の販売力のほか、両行の営業エリアがほとんど競合しないというような強みもあるわけでございます。そして、仙台圏を視野に入れた前向きな経営計画も持っているようでございますので、本市の指定金融機関としてさらなる経営体質の強化と発展を期待しているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） おはようございます。榊原議員の御質問の私に対する部分の教育に関する5点について答弁をさせていただきたいと思っております。

初めに、いじめや不登校の現状についての御質問でございますけれども、今年度、各学校からのいじめについての報告は入っておりません。小さなトラブルやからかいなどは恐らく多少なりともあるのが現実であるというふうにとらえておりますけれども、深刻ないじめの事例はないと認識しております。

次に、不登校についてでございますけれども、不登校傾向の児童生徒を合わせると、小学校で2名、中学校で20名の報告があります。全く学校に登校できない児童生徒は少ないのですけれども、休みがちであったり、学校に来て教室に入れなくて保健室で学習したりという児童生徒がほとんどであります。にかほ市全体では、一時期に比べれば減少傾向にございます。各学校のきめ細かな指導や保護者との連携が徐々に実を結んできているのではないかと考えております。

次に、全国学力テストについての御質問でございますが、私は過去の議会において、点数そのものは公表しないというふうな答弁をしてきました。繰り返すようでございますけれども、点数だけがひとり歩きをして、学校や市町村の序列化につながるということが過去にも見られた現象であります。そういうことを十分配慮しながら公表するということに努めてまいりました。昨年、各学校ごとに公表をいたしました。今年度の経過についても、平均通過率などの生の数字は公表しないという方向で考えています。各学校ごとに国や県の平均通過率と比べて自校の児童生徒は上回っていたのか、下回っていたのか、全体的なトータルの平均通過率ということになりますけれども、その結果に基づいて、では、学校では、どのような自分の児童生徒の学力について評価をして、どのような傾向を持っているかをまず公表すると、で、その結果に基づいた指導のあり方、手当てをどのようにしていくか、このような範囲で今年度も各学校だよりなどを通して知らせていきたいというふうな考えているところであります。

次に、塾の利用についてでございますが、現在、塾を使用している児童生徒については、学習塾が小学校で70名程度、全体の約5%に当たります。中学校で180名程度、全体の20%となっております。それに、ピアノやスポーツ、舞踊などの習い事のほうは、小学校で560名程度、全体の36%、中学校では190名程度、全体の22%となっております。塾につきましては、例えば学校で理解できな

かった部分を補ったり、理解をさらに深めたり、なかなか自分から進んで学習に向かえないという児童生徒にとっては学習の場として有効な面があるのではないかと考えております。

次に、携帯電話についてであります。学校のほうで調査をした結果を見ますと、小学校で 53 名、全体の 3% 程度の児童が所持しております。中学校では 72 名、全体の 8% が所持しています。数字としては低いのですが、各学校では指導は進めております。例えば、子供の携帯電話にはフィルタリング機能が必要であることの情報提供とか、保護者への啓発、使用に当たってのマナーの指導などが行われております。また、警察官による有害サイト被害防止教室を開催した学校もあります。また、各学校では、学校には持ってこない、学校内では使用しないなどの決まりを設けて、携帯電話を使う機会を制限しています。

このように、各学校で携帯電話に関する指導には留意をしていますが、春休み中に市内の中学生が、携帯電話で知り合った人に会うために 1 人で県外に出かけ、捜査を受けるという事案が発生しています。小・中学生の携帯電話の使用については、基本的には保護者の十分な管理のもとで、フィルタリングの導入なども含めて、子供に使い方のルールをきちっと守らせて使用させるということが必要だと考えていますけれども、学校でも引き続き正しい使用方法などの指導に努めてまいります。

次に、学校評議員、スクールガード、学校サポーターに関する御質問でありますけれども、学校評議員は各学校で 3 名から 5 名の範囲で推薦をして、教育委員会がそれに基づいて委嘱しているという形で行っております。これは学校経営の提言をいただくことがその大きな目的でございますが、最近はこの機能をさらに広げるために、学校外部評価委員会とか、学校保健委員会のメンバーにも入ってもらっている学校もございます。そういう関係で、前よりも評議員さん方が学校を知る機会とか、助言をする機会がふえてきているということで、より建設的な提言などをいただいております。地域に開かれた学校づくりとか、学校経営の充実に力になっていただいているというふうに思っております。

次に、スクールガードの現状でございますけれども、にかほ市もスクールガードリーダーを中心にして、各学校の登下校時の見守り活動を続けております。この活動のおかげで、これまで市内では大きな事件もなく、子供たちも安全に生活ができていると思っております。しかし、先ほど御質問の中でも触れられておりましたように、不審者の情報というのは時々入ってまいります。それがやはりすべてスクールガードの手の届かないところで起きているということで、我々としても、スクールガード活動の継続はもちろんでありますけれども、安全マップづくりとか、子供自身への指導などをよりきめ細かく進めていく必要があるなというふうに感じております。

次に、学校生活サポーターは障害児の安全で安心な学習活動の支援のためにやっているわけですが、毎日、そのそばについて指導・助言を重ねているところです。このサポーターのおかげで、本人はもちろん落ち着いて学習できておりますけれども、さらに、その子供が所属している学級などもしっかりとした活動ができていますし、教職員にとっても非常に助かっているといいますが、本人だけでなく、周りの児童生徒や教職員にとっても非常に重要な役割を果たしてくれているというふうに認識しております。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） それでは、1点目について再質問いたします。

実は、これ、小売業の商店の商業統計から調べさせてもらった数字なんですけれども、3年に1回ぐらいですか、9年、11年、14年、16年とありますけれども、19年はまだまとめ切れていないということで、ちょっとはっきりした数字は出ていませんけれども、平成9年を100とした場合、にかほ市の商店、小売業の数が509ございました。11年、14年、16年 — まあ11、14はちょっと省きますけれども、平成16年にはその数が392、実に77%、ですから、もう100件以上、おやめになっているという、まあ倒産も含めてなんでしょうけれども、この数字が多いか少ないかはまた別といたしましても、これだけの実際数が減っているということで、歯どめがかかっておりません。今後もこの傾向は続くんじゃないかなという予想は容易につけられます。

それと、廃業なんですけれども、これは商工会さんのほうからのデータでございますけれども、これはすべて製造・建設入っておりますけれども、これは会員を脱会したという数でございますけれども、17年度から20年度今日までの間で約99事業所 — 建設も含めてでございます。そのうち、小売業に関しては、約23件が要するに商工会を脱会していると。ですから、これがすべて脱会したから事業をやめたということでもないと思います。また、商工会に加盟していない方もいるわけですし、加盟していない方で事業を廃止している方もおりますので、実際の数字とはちょっとずれがあるのかなというふうな話も聞いております。そういうことで、いろいろ市としても手だてを考えておりますし、これまでも打ってきたと思いますけれども、商店街の活性化はなかなか難しい、これは基本的にはやはり経営者の考え方が大きく左右するのはもちろんだと思います。

それと、商店街が形成されますといろいろ補助金があるんですけれども、どうもにかほ市の場合、事業対象になる商店街の形成がないというのが現状です。というのは、象潟地区の場合は駅前中心、新町かけてなんですけれども、金浦地区にいきますとやはり駅前、仁賀保地区にいきますとやはり駅前と今の国道端のあの辺の大型の食料品を中心としたお店屋さんや並んでおりますけれども、その辺なんですけれども、商店街という一つのあれからいくとなかなか該当しないということで、そういうところで、商店街で何かを共同でやろうといっても、なかなかそういう補助金の対象にならないという現状があるようでございます。

それで、今、秋田市あたりだと、空き店舗を利用して、何とかもう一回シャッターをあけたいと、これは秋田県のほかの大館とか能代あたりもやっているようですけれども、ある程度の基準を設けて、それに該当すれば、その事業を認めて補助金を出して頑張ってもらおうと。特に、秋田市の場合は広小路が大変さびれておまして、やはり秋田市にとっても大変大きな問題としてとらえておりますけれども、その辺のところを今現在、市長がお考えになっている中にそういうものも含まれているのかどうか。

それから、先ほど、にぎわいあふれるまちづくり協議会の設置のことで答弁ありましたけれども、この事業、この設置なんですけれども、これは単年度で終わる協議会なのか、それとも、ある程度結果によっては継続をしていかなければいけないという、その辺のところのお考えをお聞かせいただきたいと、そう思います。

将来、買い物弱者と言われる高齢者がどんどんふえていく現状で、やはり地元、自分の住まいの近くにお店があるということがいかに必要であり、重要かという、私はこれから10年、20年後を考えたときには当然考えられますけれども、そうするとやはり交通もかなり問題になってくるだろうと、そう思っております。そういうことから、今、バス路線の廃止とかいろいろ問題ありますけれども、それとまた別に、買い物しやすい環境もやはりつくっていかねばいけないということもあるだろうと思ひまして、その辺のところ、今、市長、何か基本的にこういう形でいきますというふうなお考えがあれば、お聞かせいただきたいなと思ひます。

それから、2点目の北都銀行と庄内銀行の合併ですけれども、1点だけ確認という意味で質問しますけれども、これは持ち株会社でございますので、22年を目標にということでございますけれども、そうしますと指定金融機関の扱いはどういうふうになっていくのか、その辺のところをぜひお聞かせいただきたいと、そう思ひます。

まず、このところで一たん区切って答弁いただきたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 基本的に商店街の活性化というのは、そこにお客さんを戻していくということが基本なわけでございます。では、なぜ大型店とか、あるいは酒田とか秋田の大型店に市民の皆さんが買い物に行くのかということを考えてみますと、これはやっぱり行けば品物の数がたくさんあるんだろうなと。それで、市民の皆さんもいろいろ選択しながら選べる、あるいは、価格の面でも安いものがあるんだろうなと思ひます。それから、買い物以外でも周辺にはその他の店舗もいろいろありますので、ほかの楽しみもあるというふうなこともいろいろあるのではないかなと思ひます。

いずれにしましても、消費者ニーズというのは多様化しておりますので、大変難しいわけでございますけれども、この地元でも一生懸命創意工夫をして頑張っている商業者もいるわけです。ですから、こういう方々がやはり連携をして、いろいろな試みをしていくことが必要ではないかと思ひております。

先ほど榊原議員もお話がありましたが、これから少子・高齢化社会が進んでいきます。ですから、子育て世帯とか、あるいは高齢者に向けた対策と申しますか、新たな商品開発、例えば登録制とか、会員制によって割引をするとか、そういうものもあってもよいのではないかなと思ひますし、また、利用しやすい環境をつくるために、例えば空地を見つけて、いすとか、あるいは机を配置して、気軽に休めるような場所があるような商店街、あるいは、もし空き家があるとすれば、そうしたものを休憩施設として、あるいは、ちょっとした展示物、市民の皆さんが制作したようなものを展示するようなコーナー、こういうものをつくることも一つの対策ではないかと、そのように考えております。

そのほかにも、いわゆる商店街というと商店ばかりでなくて、例えばお医者さんとか薬局とかいろいろな施設があるわけです。この商店と、そうした病院・医院と、あるいは薬局等、いろんな施設と連携をしながら客を寄せるような新しい試みも何かできないものかと思ひていますが、いずれにしましても、にぎわいあふれるまちづくり協議会、ここでいろいろ議論していた

だきたいなと思っております。

それから、イベント、これは例えば今までやっていたイベントに加えて、まずフリーマーケットとか、あるいは市とかということもあるでしょうし、いろいろなイベントを企画することも必要だと思っております。

ある若い商店の経営者の方に聞いたことがありますけれども、今、大型店、要するに秋田、酒田も含めてですけれども、このお客さんを10%地元に戻せば、地元の売り上げが50%伸びるといようなお話をされておりました。行政といたしましても、そうした形に少しでも近づくように、いろいろ御意見などを伺いながら施策も講じてまいりたいと、そのように思っているところでございます。

にぎわいあふれるまちづくり協議会、場合によってはこれは単独でも継続が必要だというのであれば、単独でも支援していきたいと思っております。

指定金融機関の関係でございますけれども、例えば、今、統合して、株式の関係がトップのほうにあるわけですけれども、それぞれ北都銀行さん、庄内銀行さん、そのままの形で営業をやりますから、指定金融機関もどうのこうのという考え方は今は持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 今、市長の答弁でも創意工夫は当然必要だろうし、全くその辺のところは考え方を同じにしておりますけれども、二つほどお伺いします。

にぎわいあふれるまちづくり協議会の設置についてですけれども、中身はある程度煮詰まっているのか、もし差し支えなければ、例えばメンバー構成がどういう人を入れようとしているのか、その辺のところ、もしわかっていましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、もう一点は、このにかほ市の中に商店会という組織が一つしかないんです。新町商店会という組織が一つで、ここは年に3回くらいチラシをまいたり、七夕ですね、地蔵まつりのとき相当人が来ますけれども、そういう組織ができていないものですから、協同で物事をやるということが組織がないためになかなか難しい部分があるのかと思いますので、行政としてもその辺の設立に向けた動きがあればぜひバックアップしていただきたいと思っておりますけれども、その辺のところのお考えもひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それから、それに関連してですけれども、仁賀保地区と金浦地区はサービス店会という組織があるようですけれども、象潟の場合ポイントカードということですが、ところが、加盟している商店が非常に少ないということで、なかなか消費者にメリットを出せないというのが現状だと聞いております。それで、じゃ一緒にやったらどうですかといっても、これもなかなかサービス店会とポイントのほうと一緒にできないのが、いろいろな問題があるんでしょうけれども、できないということで非常に残念だなと思うんですけれども、やはりそういう組織をきちんと強固なものにしていけないと、なかなか今の消費者というのは、車であちこち、いいところがあれば、先ほど市長の答弁でもありましたように、ありますので、そういうところもぜひ商工会さんあたりが中心になるんでしょうけれども、行政でもぜひいろんな面でバックアップをしていただきたいと思うんですけれども、最後にその辺の市長の気持ちを伺いさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 商店街の組織化というのは、やはり商店主がそれぞれ自覚を持って、自分たちはどうするかということが基本だろうと思います。ですから、それによって行政がどういう対応をするかということだろうと思います。それから、サービス店会、ポイント店会の加入店が少ないということも、これもやっぱり商工会が中心となっていかなければならないことではないかと思えます。行政で支援できることがあれば、支援することについてはやぶさかではございませんけれども、やっぱり主体性は商工会が力を発揮していかなければならないのではないかと思えます。

にぎわいあふれるまちづくり協議会のメンバーについては、私はちょっと承知しておりませんので、担当の部長からお答えをさせます。

議長（竹内睦夫君） 産業部長。

【15番（榊原均君）「すみません、部長、具体的な名前は差し控えて、例えばどういう団体の方を考えているのか、その辺で結構ですから」と呼ぶ】

産業部長（伊藤賢二君） それではにぎわいあふれるまちづくり協議会の構成についてお答えします。

協議会は、一つとして学識経験者、商工会の役職員、商工会青年部・女性部、市内商工業者、市内関係団体、市内消費者、そのほかにかほ市という構成で行っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 次に、教育長に再質問いたします。

大筋理解しましたけれども、この登校拒否の中に中学生20名、これはいじめ等によって学校に来れないということではないと理解しているのかどうか、まず1点、ここの部分でお願いします。

それと、学力テストですけれども、実は、私もよくわからなかったんですけれども、全国学力テスト、これは経済協力開発機構（OECD）の国際学習到達度調査（PIISA）で日本の子供の学力低下が指摘されたのを受けて昨年度から43年ぶりに復活したというふうなことなんですけれども、それで、文科省の方針としては、5年ぐらいは続けていきたいというふうな意向を持っておるようでございますけれども、先ほど教育長も答弁されておりましたように、この結果の点数云々では私もないと思えます、これは。それを発表してどうのこうの、それでいろいろ問題も起きてくる部分がある、それは十分理解しております。

ただ、この結果を各学校でどういうふうに生かしていくのか。昨年度は、10月下旬ごろですか、来たのは。で、大分現場でも、当初より2ヵ月かそこらおくれて、それを生かすのに大変だったというふうな、2学期も一 要するに半年も過ぎてからということで、大変難儀されたと聞いております。そういうことで、その辺も改善されると思うんですけれども、結局、素早く学校にその結果を返して、各校の自主的な取り組みを促す必要があると。その上で学習向上のすぐれた取り組みを全国の学校や教師たちが共有できる仕組みをつくらなければいけないという指摘もあるわけです。ですから、そういうことを考えますと、今、昨年度結果が出て、具体的に一、二点、その結果によって具体的にこういう改善をしたということをやぜひ紹介していただきたいということと、これに十分予算がとられているのかどうか、教育長として。もう少し予算があればこういうことができ

るのにというふうなことがありましたら、その辺のところもお聞かせいただきたいと思います。

それから、東京駅の ― 私、どこにあるかわかりませんが、見た人の話なんですけれども、学習塾のポスターみたいなんですけれども、「学力は秋田に学べ」というふうなポスターがあったそうです。それで、どういうことかなと、まあ去年はそういう結果なんでしょうけれども、ですから、そういう面では秋田もかなり注目されているのかなとは思いますが、こういう学力調査を十分とらえて、やはり先生方がふだん学習する中で、こういうものが十分生かされるような、そういう仕組みをぜひ構築していただければありがたいと思いますけれども、その辺についてもひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、携帯ですけれども、これはちょっと私が予想していたのよりかなり少ない数字なんですよね。小学生 53 名、中学生 72 名。これは、その数字をそのまま受けとめていいのかなどうか、再度その辺をお伺いします。

議長（竹内睦夫君） 教育長。

教育長（三浦博君） 不登校の内容ですけれども、何といたしまして、さまざまあると思いますが、中にはいじめられたと感じたことで来られなくなったという子供も含まれていると思われま

す。学力テストですけれども、まず、基本的にはトータルな平均点ではなくて、一人一人の子供に結果を返して、例えばつまづいている部分があればつまづきをなくするような手だてをしてやらなければいけないということ、それから、理解している部分であっても、さらに理解を高めていく、学力を高めていくための手だてをできればやっていく。その分析を学校と教育委員会で共同でやりまして、手だてをどのようにしていくか、その部分の指導方法については、このような指導方法でやっていきたいと思いますというふうなことを明確に出しまして、結果が来て分析が終わった以降取り組んできたわけでありま

す。主に基本的な学力は大変いい状況でした。やっぱり全国的に、全県的に、当市もそうでありますけれども、活用面がやっぱりなかなか難しかったということではありますが、まあ、本市は、この全国学力調査が始まる前から、学んだことを「活かす力」というものを高めていこうということで、その「活かす力」を高めるための授業改善という視点で先生方に取り組んでいただいております。そういうこともあって、今少しずつ、ふだんの授業でも先生方がそういう意識を持って授業に当たっているということで、ただ、それがすぐ点数のほうに反映されるかというと、それは難しい問題でありますけれども、まずそういう方向で、結果をきちっと分析して、足りない部分を補う手だてをします。そのためには学校の組織をどのようにしたらいいか、また、何といたしまして、指導形態とかを見直していくということを頻繁にいろいろと協議をしながら進めておるので、まあ、最終的にそういう部分に今の調査が還元できればいいのではないかと考えています。

「秋田に学べ」という看板は、たしか電車の中のつり広告にそういうのが出たというふうなことを聞いた記憶があります。私としては、教育全般、「知・徳・体」とよく言われますけれども、そのバランスのとれた育成といいますか、教育全般で秋田に学べと言われるようになりたいというふうな考えがあります。学力はその一部分という考え方があります。そういう方向でいきたいとい

うこと、それから、秋田は子供たちが学校で落ち着いて学習をしているということと、いじめ、不登校が都会の学校よりは少ないということ、それから、割と地域が学校に協力的であるということ、子供の生活習慣というものも割と落ち着いている、そういう面が学力に反映された部分も大きいのではないかという考え方をしております。

あと、携帯ですが、学校の調査で子供への聞き取り調査だと思いますので、これが本当の数字かと言われても私も何とも答えようがない。まあ、事実が反映された数字であることには変わりはないと思います。調査の方法までは私、確認しておりませんが、それで何とか勘弁してください。

議長（竹内睦夫君） 15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 最後に1点だけ教育長にお尋ねします。

ほかのほう再質問、時間の関係でできなくなりましたが、今の学力調査のことなんですけれども、今の話だと、昨年のは学校と教育委員会で十分分析をして授業に生かしているというふうなことですけれども、今後。今回やられた分、それから恐らく予定でいくと、5回ですからもう3回やられるのかなと思うんですけれども、専門的な人を入れて分析、それから授業の方法、そういうものを考える今、そういうお考えは持っていませんか。それを最後に聞いて終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 専門の人というのはどういう人を指しているのかちょっとわかりませんが、本荘由利地区全体でもそれぞれの指導主事が集まって、いろいろと分析を重ね、今後の指導方法について学校にアドバイスをしながら進めているということですので、まずこの方法を続けていく、もちろんにかほ市の教育研究所も先生方と一緒に分析をしながら各学校にそれを返していくと、その方向を進めていきたいと思っております。

【15番（榊原均君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで15番榊原均議員の一般質問を終わります。

所用のため11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番加藤照美議員の一般質問を許します。10番加藤照美議員。

【10番（加藤照美君）登壇】

10番（加藤照美君） それでは、さきに通告しておきました3点について質問させていただきます。今回は3点に分かれてはいますけれども、大きく住民の意見や提案についての取り扱い方法や募集方法についての質問をさせていただきます。

最初に、住民の意見や提案の募集についてであります。住民を代表するのが議会であります、我々議員は、住民は何を望み、何を望んでいないのか、常に住民意志を把握し、尊重するように努めなければならないと思いますが、それはなかなか難しいことだと思っております。また、市民も行政に対して立派な意見を持っていても、我々議員や執行機関に対して物を申すということも、またそれを期待することもなかなか難しいところがあると思っております。

そこで、市民が意見を出しやすい、提案をしやすい環境を整えることであろうと思っております。あるところでは、まちづくりに対する意見や提案を募集するため、全戸に配布している広報紙に、切り取り式で料金受取人払いのはがきをつける試みを行ったそうであります。幅広く市民から意見やアイデアを寄せてもらい、市政に反映していくとし、今後も定期的にはがきをつけていくことも検討しているようであります。こうした方法は1回だけでは完結しませんので、年に三、四回は、はがきをつけることが必要ではないかと思っております。財源を要するわけでもなく、事務量がふえるわけでもない、早々に実施すべきと考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

次に、全職員を行政相談員に任命することについてであります。行政に対して要望や苦情があっても、市役所に行って申し出ることにはなかなか勇気が要ることではないかと思っております。そして、そのような要望や苦情がたまってくることによって、行政に対しての不満につながると思っております。こうしたことをなくすには、市民と行政の間の風通しをよくすることであろうと考えます。

風通しをよくする、つまり市民と行政とのパイプ役として職員が住んでいる町内会、ないしは近くの町内会を担当する行政相談員として、あるいは行政事務連絡員として任命することはいかがでしょうか。近くに住む顔見知りの職員であれば、市民も気軽に苦情を話したり、要望することもできるのではないかと考えます。職員は、相談されたことを担当課に伝え、その結果を市民に連絡するといったシステムを構築することはどうでしょうか。要望事項が即決されることは少ないとは思いますが、それを企画課がまとめて、今後の行政運営に反映させるとこともできると思っております。行政懇談会も開かれてはいますが、その場はかた苦しく、生の声もなかなか出てこない、こういった行政相談員といった制度を活用することについての市長のお考えをお聞きいたします。

次に、住民要望の文書化についてであります。市民からは市役所に対して、最近では要望や苦情などが多数寄せられていることと思っております。来庁して直接申し出たり、電話で連絡したり、手紙だったり、いろいろだと思っております。問題は、それをどう扱うかであると思っております。内容が自分の扱う事務に関連がなければ上司には伝えないでしょうし、また、ミスでないとしても、職員個人の判断、感性により聞き流してしまうということもあると思っております。それが、結果として市民の意見が行政に反映されないことにもつながるのではないかと考えます。

そういうことで、ある市では、市民からの要望や苦情に適切に対応するため、庁内統一の相談記録票を作成し、行政の報告、相談の徹底を図っているそうであります。記録票には、担当者名、受付日時、申し出人の住所、氏名、相談内容の要旨を記入し、上司に報告、上司の判断によっては三役にも報告する仕組みとしているようであります。記録文書は情報公開の対象ともなりますので、市民の苦情、要望を文書化することについて、いかがお考えか、お聞きいたします。

以上、よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、私からは、全職員を行政相談員などに任命してはどうかという御質問にお答えしたいと思います。

職員は、地方自治法により常に全体の奉仕者としてふさわしい行動が要求されております。また、職員は、職全体の不名誉となるような行為を禁止されているほか、職務上知り得た秘密についての守秘義務など、職務の内外を問わず、厳しい公営規範が規定されていることは加藤議員も御承知のとおりでございます。

私は日ごろから、職員に対しては、全体の奉仕者であり、地域住民から慕われる職員として、自分の居住地域にあっては地域活動に積極的にかかわり、職員の持っている多くの行政情報を地域住民に提供して、また、地域住民からは、より多くの情報を得て、行政運営に反映できるものは反映してほしいと指導をしているところでございます。

そこで、職員の行政相談員への任命の御提案でございますが、任命ということではなく、相談事、あるいは行政への頼みごと、地域住民が気軽に相談のできる、頼める、そして、地域住民から慕われる職員として、職員個々の意識づけをさらに高めながら、地域住民のさまざまな御要望に対応してまいりたいと、そのように考えております。

今後とも職員に対しては、引き続き地域のさまざまな活動に積極的に参加することなどについて指導をしてまいりたいと思っております。

他の御質問については担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、私のほうから、住民の意見、提案の募集についてお答えしたいと思います。

「広報にかほ」は、さまざまな行政情報やまちの話題、暮らしの情報、月々の行事などを伝えることを目的に発行しております。毎号、限られた紙面を有効に使い、より多くの情報をわかりやすく伝えるため工夫しておるところでございます。御提案の件については、はがき両面分の情報スペースが割愛されることとなり、紙面の有効活用という面から難しい面があると考えているところでございます。しかしながら、市民からの意見、要望を広く聴取する趣旨から、広報において、募集記事として、例えば「意見等を寄せてください」といった内容の記事を定期的に市民に呼びかけてまいりたいと考えております。

なお、市ではこれまで、市政説明会、行政懇談会、市政座談会、意見箱、ホームページ上のQ&Aなどにより、広く意見や要望を寄せてもらう機会をつくっております。当然のことではございますが、より多くの市民の皆様への市政に対する御意見、御提言をあらゆる機会を通じて寄せていただき、市政へ反映していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に、住民要望の文書化についてでございます。住民の方々からの苦情や要望に対しては、係内、また、課内、また、場合によっては課を超えて情報を共有し、連携のもとに迅速に対応し、行政側の統一した考えについて、実施できる、あるいはできないを含めて、その理由や問題点、経過、結

果を遅滞なく相手方に伝えていくことが最も重要なことと考えております。したがいまして、文書やホームページ上のQ & Aで、市民からの苦情や要望については可能な限り迅速に回答しておるところでございます。

相談記録票の作成の御提案についてですが、住民要望の処理経過等を文書化することによって、組織内の意思疎通や情報の共有の徹底が図られるとのお考えかと存じます。これまで、要望・苦情等の処理に当たっては、事務処理管理簿の参考例を提示し、それぞれの部署で工夫しながら記録・管理するよう周知してきたところでございますが、文書化について徹底されていない点もございます。今後は、要望・苦情等の事務処理にかかわる統一した様式を定め、文書化を徹底するとともに、事務処理の基本であります、報告、連絡、相談の3点について、さらに職員意識の強化を図り、適正かつ迅速な対応に努めてまいります。以上、よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、再質問させていただきます。

現在ですけれども、にかほ市に寄せられている意見や要望など、年何件ぐらいあるのか、もし分かりましたらお知らせください。

それから、今回、市政説明会での参加者は233人と市政報告にもありましたけれども、より多くの市民からの意見、あるいは要望を取り入れる方法として、現在のやり方でいいのかどうかという、市民の意見等を行政に反映させる方法として今のやり方が最善なのかどうか、そこら辺のところをお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、現在、市民からの意見や要望、苦情などに対して、いろいろな要望等があると思うんですけれども、一般公開できるものとできないようなものがあると思うんですが、そこら辺のところはどのように処理されているのか、お聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、これまでの市民からの要望、あるいは苦情等の問い合わせ等の件数でございますけれども、平成19年度の実績におきましては、意見箱に19件、ホームページ上のQ & Aに32件が寄せられております。

御質問の2点目の市民からの意見・提言、問い合わせ等の受け方について、これまでさまざまな方法を述べておりますけれども、すべてをトータル的にやりながら、市民の意見聴取に当たってまいりたいと思います。今、加藤議員から御提言ありました切り取り方式もその一つかと考えますけれども、先ほど申し上げましたような関係で、広報の切り取り方式は今現在では考えておらないところでございますけれども、それ以外の方法で、市民が意見を、あるいは提言をできる環境づくりは考えていきたいと思っております。

それから、問い合わせ、提言等の公開の件でございますけれども、文書による問い合わせ、提言については、その内容を判断した上で、行政手続法に従いまして、申請があればその段階で判断してまいりたいと思います。

なお、ホームページ上のQ & Aについては、その内容によって判断をしながら、公開できるものはその場で直ちに回答文書も含めて公開しているというところでございますので、御理解願いたい

と思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） あるところでは、こういうような市民コメント制度、そういったものを導入してやっているところがございます。こういったコメント制度の内容ですけれども、制度については、コメントのできる方、コメント制度の対象となるもの、あるいは公表する案の内容等々、こういうふうにして概要をつくりましてやっているわけなんですけれども、本市としてはこのようなお考えは全然持っていないものかどうか、お聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） ただいまの御提言ですけれども、先ほどお話ししました、広報で市民からの意見等を募集するに当たりまして、今、加藤議員がおっしゃられましたような内容のものを付しながら、より具体的に、あるいは、将来に向けて市政に反映できるように、その様式等を考えながらいきたいと思っております。それがコメント制度というふうな制度化ということではなくて、より意見・提言ができるような様式、あるいはその提供の場を考えていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、総務部長が答弁したことに尽きるわけでございますが、私はやっぱりまちづくりのパートナーは、それぞれの自治会、あるいは町内会の会長さん方だと思っております。ですから、やはりより多くの市民の皆さんの声を町内会長さん方が聞き、まとめながら、行政と綿密な連携の中で対応していくと、これが私は基本的に一番大切なことではないかと思っております。この体制については今いろいろ話し合いを進めておりますので、このことを強化しながら、市民の皆さんの意見を市政に反映してまいりたいと思っております。

【10 番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで 10 番加藤照美議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午前 11 時 34 分 休 憩

午前 11 時 35 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 35 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番竹内賢議員の一般質問を許します。16番竹内賢議員。

【16番（竹内賢君）登壇】

16番（竹内賢君） 通告してあります3点について当局のお考えを伺いたいと思います。

最初に公共工事の入札契約についてであります。厳しさを増す財政事情下でも、地域社会資本の整備は地方自治体に課せられた任務だと思えます。その中で事業の選択に当たっては、将来を見通しての優先順位を厳しくつけることが重要だと考えます。その選択した公共工事の入札契約に当たっては、透明性の確保と適正な価格、さらに良質な工事により完成後に利用する市民の満足度を引き上げることが求められていると思えます。

19年度の当市の250万円以上の公共工事の入札契約、発注状況を見ますと、87件、12億4,690万円、そのうち落札率94%以上が82件で、94.25%、金額にすると12億2,525万円で、98.3%に当たります。これをもっと絞り込んで95%以上にしますと、76件の87.5%、11億4,475万円で、91.8%に当たります。これからの事業を見ますと、3月定例会で明らかにされたように、19年度殻から23年度までの地方債発行計画は107億300万円、償還額も毎年、約24億円から22億円となっております。大型事業として、仁賀保統合中学校建設事業25億6,000万円、金浦地区のまちづくり交付金事業46億5,000万円、幹線道路などの5路線改良事業が12億4,200万円、地域防災無線整備事業5億2,000万円、公共下水道約40億円、上水道約8億円、ガス事業約5億2,000万円、清掃センター約4億1,500万円、仁賀保勤労青少年ホーム施設整備約1億2,500万円など、大型事業がメジロ押しです。この公共工事入札契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、その法律の施行令、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針が出されております。我がにかほ市としても、これらの法律、あるいは指針に基づいて、公共工事の入札、契約、発注に当たって、基本的な取り組み、仕組みがつけられていると思えますので、そのことについて伺いたいと思います。

二つ目は、地方交付税や交付金と教育予算の充実についてであります。

いわゆるOECD、経済協力開発機構の調査によると、4年度、一般政府総支出に占める公教育支出は、ニュージーランドの21%を最高に、OECD平均13.4%になっているのに対し、日本は9.8%と平均に届いていないと報告されています。一方、日本は、教育基本法の改悪や教育指導要領の改悪など、政治が教育をいじり回している状況です。学校現場に対しては、全国学力テストや全国体力テストなど、思いつきのような施策を次々に強行して、学校現場職員の多忙化に拍車をかけています。先ほど申し上げましたように、一方、6年度に義務教育費国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げているのです。

教育は未来への投資と言われています。だからこそ、教育環境の整備・充実が大切だと考えます。しかし、教育予算が削減されている日本です。そのような中で、せっかく地方交付税の中に、学校教育の環境整備や充実として、教材費や学校図書購入費について財政措置されていますが、文部科学省の調査では、財政難を理由に他の予算にそれぞれ30%、20%流用されているという実態が明らかにされています。さらに、学校耐震化についても、安全・安心な学校づくり交付金が6年度から交付されていますが、25%が耐震化と直接関係ない部門に使われていると財務省の資料で明らかに

なつたと言われています。にかほ市の06年度からの財政措置額と、そして、それをもとにした市としての財政措置された歳入を実際に予算として充当した内容について伺います。

3点目です。緑の募金など、各世帯が負担している募金や会費についてであります。ある市民から私は、自分たちの町内会の予算書を見せられて、これに異を唱えることができるのでしょうかという話をされました。後で述べますが、今年度は秋田県は水と緑の森づくり税を創設し、住民税に上乗せして、1人800円徴収することになりました。この新税については紆余曲折がありました。結果的には増税になるわけですし、使途についてもさまざまな意見がありました。この経過を考えているうちに、ことしも市の緑化推進委員会から緑の募金の協力分が配布されました。各自治会に対する募金依頼書によれば、目安として1世帯100円を目標の家庭募金となっています。県の19年度の実績を見ますと、秋田県の所帯数が39万7,000ぐらいにありますが、にかほ市は9,500軒です。そして、募金額が秋田県全体の6.4%。世帯数は2.4%ですが、6.4%の募金になっているわけです。こういうことを考えますと、この新税の目的と、緑の募金による活動の関係について、使用目的がダブる事業が私には見受けられますが、どうなのか。さらに、市緑化推進委員会の構成と、実施した事業の事後評価がどのように実施されているのか伺いたいと思います。

同じ項目の2点目は、自治会を通して各世帯が負担しているこの種会費や募金は1世帯2,700円となっています。多くの町内会では、町内会費として予算化して集金しているのが現実だと思いません。第二の税金化されている実態にあります。市は、各町内会の実態についてどのように把握しているのか、伺います。ちなみに、日赤社費が700円、社会福祉協議会会費が1,000円、赤い羽根が600円、青い羽根が50円、歳末助け合い募金が50円、結核予防のための複十字募金が100円、緑の募金が100円、200円となっているところもありますが、そのほかに、ある町内会では、青少年健全育成にかほ市民会議100円、こういうふう集金をして、市や、あるいは社協に納め、あるいは緑化推進委員会のような、そういう市役所内にある機関に納めている実態だと思います。そういうことで、これらの実態について、まず市としてどのように把握をしているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、初めに、公共工事の入札と契約、発注に当たっての基本的な取り組みについてお答えいたしたいと思ひます。

一つは、入札の透明性の確保と積算の妥当性の向上を目指すために、予定価格の事前公表を実施しております。これは、先ほど竹内議員からお話がありましたように、250万円以上を公表しているところがございます。二つ目としては、入札書と一緒に見積内訳書を提出していただき、入札金額の積算の根拠をチェックして、そして、積算が妥当か確認などを行っております。三つ目としては、入札の全般を公表し、住民全体でこれを注視することによって、入札の公正・透明性を確保するために、入札見通しを広報において公表しております。また、入札の結果については、担当課及び各サービスセンターで閲覧をしております。四つ目としては、法や条例、規則など、入札者が守るべき事項をまとめた入札者心得を配布し、適正な入札を喚起しております。

次に、指名業者の選定でございますが、にかほ市建設工事請負業者選定要領の等級別発注標準表に基づきまして指名業者を選定しておりますが、工事の難易度等を考慮し、設計額が3,000万円未満の工事については課の指名審査会、3,000万円以上の工事の場合は部局の指名審査会、5,000万円以上の工事については、副市長を議長とする指名審査調整会議を開いて審議を行い、良質な工事を行える業者の指名に留意をしているところでございます。今後の取り組みといたしましては、公共事業の品質確保の促進に関する法律が平成17年4月に施行されたことを踏まえ、秋田県では総合評価落札方式に取り組んでおります。本市においても、先進事例や他の市町村の動向を参考にしながら取り組みに向けた研究を進めてまいりたいと考えております。

そこで、先ほど竹内議員がお話ししておりましたが、落札率九十数%というお話でございます。これは予定価格と落札価格の比較によるわけでございますが、工事を発注する場合には、私なりにいろいろ考えながら、予定価格は相当設計額から削減をして予定価格を策定しております。ですから、この比較をしていただければ、八十数%台の落札率になるのではないかなと思いますので、この点は御理解を賜りたいと思います。

次に、地方交付税や交付金との教育予算の充実についてでございます。

小・中学校の教材費と学校図書館の図書費で、交付税措置された見込み額と予算計上額についてでございます。初めに、18年度分でございますが、教材費に係る地方交付税の基準財政需要額は、小学校分が1,537万円、中学校分が793万円で、これに対する予算計上額は、小学校分が1,743万円で、基準財政需要額に対する措置率は113.4%となっております。また、中学校分についても817万円で、同比率が103%の予算措置率となっております。また、学校図書館図書に係る同需要額は、小学校分が199万円、中学校分が185万円で、これに対する予算計上額は、小学校分が255万円、基準財政需要額に対する額の比率では128.1%、中学校分が150万円で81.1%の予算措置率となっております。これが18年度分の実績でございます。

次に、19年度分でございますが、教材費に係る同需要額は、小学校分が1,459万円、中学校分が701万円で、これに対する予算計上額は、小学校分が1,719万円、率にしては117.8%でございます。それから、中学校分が768万円で、率にして109.6%の予算措置率となっております。また、学校図書館図書に係る同需要額は、小学校分が315万円、中学校分が272万円で、これに対する予算計上額は、小学校分が440万円で、139.7%、中学校分が270万円で99.3%の予算措置率となっております。

しかし、先ほど申し上げましたように、この比率については基準財政需要額がございまして、この分を差し引きますと、交付額が相当落ちてくるわけでございます。したがって、地方交付税されている額よりも相当、教材費、あるいは図書費に充当をしている現状でございます。

したがって、引き続き教育環境の水準を維持するために予算配分を行ってまいりますが、ちなみに、昨年9月末現在で、文部科学省が行った18年、19年度の学校図書、図書関係予算措置状況調べによれば、県内25市町村中、小・中学校合わせた予算措置率が、18年度は3番目、19年度は最も高い自治体となっております。

次に、安全・安心な学校づくり交付金でございます。学校は、児童生徒が1日の大半を過ごす場

であり、また、災害時には地域住民の応急的な避難場所としての役割を担うため、公立学校の安全・安心と、快適な学校づくりを進めることが交付金事業の大きな目的でございます。ただ、これは、耐震ばかりではなくて、改築、あるいは大規模改造、屋内外の教育施設、そうしたことにも活用ができるものでございまして、恐らくは竹内議員は魁新報の報道によるものの中での御質問だと思いますが、これ2006年度から、今までは学校建設についても補助金から交付金事業に変わっております。ですから、この魁新聞で報道されているようなものについては、これは財務省と文科省の問題であって、我々は必要とする事業を国のほうに申請をして、そして採択を受けて事業を実施して初めて交付金がなされるものでございます。そういうことで、18年度、19年度は象潟中学校校舎関係の工事にも交付金を活用させていただきまし、今取り組んでおります仁賀保統合中学校の建設にもこの交付金を活用することになっております。

次に、秋田県水と緑の森づくり税は、御承知のように19年の11月の臨時県議会において可決成立し、本年4月に施行されたものでございます。この税は、森林が地球温暖化の防止、国土の保全、水源涵養などの広域的な機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けることから、森林を健全に維持し、魅力ある水と緑の秋田を次の世代に引き継ぐために県民参加による森林環境の保全に関する施策を実施するために創設されたものでございます。主な税の使途としては、一つとして、生育の思わしくない杉人工林の混交林への誘導、要するに針葉樹と広葉樹との混交林を誘導するということが一つございます。二つとしては、松くい虫被害地の健全化がございまして。三つ目としては、広葉樹林や里山林の保全と再生ということもございまして。四つ目として、県民の自発的な活動の促進に充当することとしております。

そこで、にかほ市に対してでございますが、20年度では秋田県水と緑の森づくり税基金より、美しい自然環境を損なう枯れ松林の整備と植林による健全化のための松林健全化事業に事業費の100%に相当する1,375万4,000円が交付される見込みとなっております。この事業は、枯れ松の調査及び伐倒処理、そして、処理後の跡地に1ヘクタールにケヤキの植栽を行うことにしております。また、全国植樹祭開催にあわせまして、市内3小学校において、森づくり税によるヤマモミジ、カツラの記念植樹を実施しているところでございます。

他の質問については担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） それでは、竹内賢議員の御質問にお答えしたいと思います。御質問の中の新税の目的と緑の募金、新税の目的につきましては市長からお話がありましたので、二つ目の新税と緑の募金による活動の関係についてという御質問にお答えしたいと思います。

先ほど新税につきましては市長からお話がありましたが、4項目ほどの新税の使途として掲げられております。一方、緑の羽根募金は、昭和25年から始まり、戦後半世紀にわたり、国土緑化のシンボルとして、緑化意識の高揚と社会への貢献に大きな役割を果たしてきましたが、平成7年に制定された緑の募金法に基づき、緑の募金として生まれ変わりました。緑の募金は、身の回りの緑化を初めとして、森林の整備、国際協力まで幅広い緑化運動を支援しております。緑の募金は、春と秋の募金活動期間に、市町村、市町村緑化推進委員会、ボランティアグループ、緑の協力員の方々

などの御協力をいただいで実施しております。緑の募金の使途については、緑の募金のパンフレットにも掲載されておりますが、地域の環境緑化活動や森づくり活動への支援、各市町村緑化推進委員会により、地域の各種緑化事業等、県民参加の森づくり、名木・古木の保存、森林ボランティア、緑の少年団などへの支援とあり、地域の環境緑化活動や森づくり活動は、苗木の配布やブナの植栽、地域の各種緑化事業等については、集落や各種団体による緑化事業への助成があり、平成 19 年度実績では 5 団体への助成を行っております。また、名木・古木の保存等については、武道島のクロマツ 5 本に対して樹幹注入による保護事業を行っております。緑の募金は、県の緑化推進委員会が募金主体となっており、募金総額の 65% が県緑化推進委員会より市の緑化推進委員会に還元されます。その還元金を財源として、市内緑化事業として各団体への助成や植樹会の開催、文化祭における苗木の無料配布、また、名木・古木の保護事業等を実施しており、新税は平成 20 年度から秋田県で始まりましたが、緑の募金は昭和 25 年から全国的に行われ、主に地域の緑化事業として行っておりますので、直接的な関係はないと思います。

次に、市緑化推進委員会の構成ということですが、構成は地方自治体代表、地区代表、教育関係代表、林業関係団体代表で構成されております。

次に、実施した事業の事後評価が実施されているのかという御質問ですが、実施した事業の事後評価については、次年度当初委員会において、事業及び決算について報告し、評価をしていただいでしております。その後、市民に対しても、緑の募金の協力とあわせて、募金運動の実績及び事業計画を周知し、緑化推進委員会事業に対する御理解と協力をお願いしております。周知の方法として、募金の依頼の際、にかほ市緑化推進委員会報告として、緑の募金のチラシと一緒に各家庭に配布しております。評価の中の市内緑化事業については、もっと周知が必要ではないかという御意見がありましたので、今後も周知に努めたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 募金に関することについて、私のほうから御説明します。

御質問のように、自治会を通しての各種会費や共同募金については、それぞれの自治会でも集金の方法が異なっているようでございます。自治会の会費として集金しているところもあれば、それぞれの自治会役員などがその都度個別に集金に回っているところもあるというのが実態のようでございます。自治会費として集金しているケースについては、それぞれの自治会等における総会の議決のもとに実施しているものと考えておりますが、その集金方法についての把握は行っておりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） まず最初に、答弁された内容についてお聞きしたいと思います。

一つは、産業部長が答弁されていますけれども、確かに緑の募金、「緑の羽根のお願いについて」という依頼文書があります、各自治会長に。その中で、募金という性質上、「あくまでも目安です」というふうに書いているんです。先ほど私が言いました秋田県全体でのいわゆる家庭募金が実績 19 年度、1,208 万 5,000 円。そのうち当市が、さっき言いました計画が 76 万円に対して、実績が 7,739 件の 77 万 3,806 円、全体の 6.4% に当たると、そういう実績になっております。額からいうと、こ

れでいいというふうに言われる方もいらっしゃると思うんですけども、そうじゃなくて、いわゆる募金の仕方が、こういうふうに第二税金的に各町内会が町内会費の中に入れて集めていると、そういう実態にあると思うんです。ですから、こういう額になるわけです。これがまず1点であります。

もう一点は、せっかくこういうふうにして集めて、そして、65%が還元になったと。先ほど構成団体が言われましたけれども、額が81万2,245円おりてきていると。そういうふうにものを具体的に、使途を見ますとついているわけです、市内の緑化事業とついているわけですけども、終わった後の事後評価というか、税金的に集められたものが、PTA、あるいは町内会、婦人会、青年会、こういうところの緑化だと。あるいは文化祭の際の苗木配布だと。こういうものでいいのかどうかですね。具体的に、では今まで、昭和25年からと言われましたから、具体的にどういうふうに使われて、そして、それが生きた事業となっているのかどうか。せっかく、今、秋田県が4億何千万円ですか、税金として1人当たり800円、そして、法人からもというふうにやることに、これ屋上屋を重ねるようなのじゃなくて、この緑の募金については秋田県のそのほうから出すとか、そういう形にできるようにして、100円でも安くすると。税金的に集められているわけですからね。その辺ができないのかどうか。

それから、総務部長のほうに伺いますが、実態的にまだ把握していませんと、こういうこと、こういうことあるんじゃないかという。ある町内会は、社会福祉協議会と町内会費はこれは選択できませんよと全部納める。日本赤十字社、それから赤い羽根募金、歳末助け合い募金、緑の羽根募金、青い羽根募金、複十字募金、これらについては選択しますと。皆さんが自分の意思で、これとこれは納めますけれども、これは私は別の形でやっていますから納めませんとか、こういうふうに行っているところもあるわけですよ。これだったら、まだ話はわかるわけです。じゃなくて、町内会の総会で、町内会費6,000円、そのうちの2,700円はこれとこれですよと、そういうときに、「おれはこれは嫌ですよと言えるんでしょうか」と言う市民の方がおりました。私もそうだと思うんです。したがって、もう一回、実態について調べてみるというお考えがないかどうか、伺いたいと思います。

まずこれで終わります、二つ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） この募金について、町内会費に含まれているということで、税金的な役割を果たしているということではありますが、私どもの願いは、あくまでも募金でありますので、それは強制ではないということですので、ただ、町内会費として含まれている場合もありますし、あくまでもそのときに募金をお願いしますということで依頼されている場所もありますので、一概に強制的なものではないというふうに考えております。

それから、私どもは、あくまでも募金でありますので、学校に対してもそのようをお願いしておりますし、全小学校在それぞれに対して対応しているものでもないと思いますので、あくまでも募金という考え方でいきたいと考えております。

それから、先ほどお話ししましたけれども、この新税と、この緑化推進というのは、もともとが

県の、もともといけば、そういうところの機構の中で配分されたり、県の税金の中から事業を行うわけですけれども、県のほうではやはり、主なものとしては全体的な各事業によって配分されるということでありまして、やはり市は市の中でそういう緑化を推進することがひとつの、学校、あるいは地域に対しても還元することだと思えます。そういう意味で、こういうことをこれからも進めていきたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 各自治会費として負担しているケースについては、先ほども申し上げましたけれども、募金など個人の自由意思に基づく性質のものについては、各自治会の中で十分議論されて、それぞれの住民の、あるいは部落民の、自治会民の理解を得て行われているというふうに理解しているところでございます。今、御指摘のありましたケース、さまざまあるようです。それで、私どもとして、各自治会にこの方針がいいのですとか、あるいはこういうふうにやりなさいとかということは言える立場でもありません。そういうことを踏まえますと、我々のほうから積極的に把握して指導するということにも無理があるのかなと思えます。

それで、旧3町で、自治会の役員で構成しております自治会等代表者の連絡会があります。その中で、この募金活動で集金しなければならない経費、あるいは会費等について、集金のあり方についても検討して、今後の課題として提案して、その中で十分話し合っていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の産業部長と、それから総務部長の答弁は率直に言ってきれいごとだと思うんです。というのは、自治会長、あるいは自治会のほうに任せますという状態になっているわけですよ。ところが、実際は、日赤社費も青い羽根も歳末助け合いも緑の募金も、みんなやっぱり通ってきているわけですね。協働のまちづくりというけれども、お互いに理解しなければ、自治会長が理解しても、例えば、では一般の市民の人方がそこへ行って、私はこれ嫌ですよとなかなか言えない状態だということをやっぱりひとつわかっていただきたいと思えます。答弁要りません、その点については。

それから、緑の募金です。緑の募金にしても、内容を見ますと、家庭募金が77万3,806円、学校募金が2校で4万3,150円、企業募金が90企業で41万6,000円、職場募金が6ヵ所で1万6,654円。で、3地区のうち、ある地区は家庭募金というか、そういうものをあまりやらないでいるという話も聞いていますし、したがって、これも市のほうから来ているわけですよ、市のほうの――緑化推進委員会というのはありますけれども、実際は事務局もみんな市なわけですね。したがって、家庭募金というふうに100円、募金ですから強制ではありませんとは書いていますけれども、「あくまでも募金ですから」というふうに書いているわけですけれども、実際はやっぱり受け取る側としては納めなければあれだということで、みんなやっぱり予算に組んで、あるいは面倒くさいと、なかなか集金、集める人がいないとか、そういう形でやっているのが実態ですから、その実態はきちんとやっぱり受けとめていただきたいと思うわけですよ。あるところはそうじゃありませんよって、進んでいるところはそういうふうにしてあります、確かに、選択制ですよと、ありますけれど

も、もう少しやっぱりその点については、協働のまちづくりというんだったら、私はやっぱり自治会のほうに対しても、実態はどうですかというのを、あるいは、市民の皆さんから意見ありませんかとか、そういうふうに集めていくのが私は至当だと思うんですよ。この点についてまず。

時間がありませんから、次のほうに。

先ほど公共工事の入札及び契約の適正化、あるいは促進に関する法律とか、施行令とか、ありました。この点についてはどうなんでしょう。私は必ずしも、九十何%ということではなくて、その中で何点かお聞きします。

一つは、市内の登録業者が53業者と2建設共同企業体があります。そこで働く労働者や家庭の方 — 家族ですね、それから建設業が地域経済や地域社会に及ぼす影響をどのように考えているか。市長は今まで何回も大切ですよという言い方をしていますが、だとすれば、予定価格について、設定価格から、企業努力とかそういうことで、前は7%から8%ぐらい引いて、それを予定価格としていますというふうにしていますが、予定価格の価格以外の — すみません、公共工事の品質確保の促進に関する法律とか、あるいは、適正化を図るための措置に関する指針の中、予定価格については、適正な積算の徹底に努めるとともに、設計書金額の一部を正当な理由なく控除する、いわゆる歩切りについては、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから厳に慎むものであると、この点について市長の答弁と矛盾しませんかということが一つであります。

二つは、予定価格の事前公表についてであります。財務規則と建設工事入札予定価格事前公表取扱要綱によれば、250万円以上の工事に、当分の間、必要あると認める場合は、そして、事前公表しますよと、当分の間、試行というふうにも書いてあります。このあたりについてどう理解したらいいのか、伺いたいと思います。

それから、共同企業体についてです。特定建設共同企業体と経常建設共同企業体があるわけですが、本市の場合は登録されているのが、単体でも登録をして、経常企業体としても2社が組んで登録をしているということがあります。こういうものからいくと、1の発注機関における単体企業と、当該企業を構成する経常建設共同企業体の同時登録は行わないこと、真に企業合併等に寄与するものを除き、経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整は行わないと、こういうふうになっておりますが、その点について本市の状況と考え方を伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 予定価格が設計から下げるということは法の趣旨から反するのではないかなというふうな御質問でございます。私も設計の内容をよく見ます。設計の積算の中をよく見て、この工事であればどのくらい、場所なんかも結構検討しますから、よく見ます。いや、このくらいは頑張っていたらこうというものは最初から私は削ります。何ら法に抵触するとは考えておりません。当然ながら、そういう予定価格を設定しても十分やっていける、工事は立派に仕上げる、そして、それなりの企業として利潤を上げることができるという形の線を引かせていただいて、予定価格を設定しております。ですので、何ら私は矛盾は感じておりません。

特定・経常企業体のことについては担当の部長からお答えさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 登録の業者で今、要するに重複しているというふうな言い方だと思うんですけども、実は、建築と土木の業種を要するに許可をもらっている業者の場合、例えば建築はJVでも土木は単体というようなことでの、恐らく竹内議員が見ているのはそういう意味かと思うんですけども。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 予定価格の事前公表、答弁漏れでございます。私はしばらくこの制度は使っていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 今の建設部長の答弁ではちょっと納得いきません。というのは、さっきの業者数を言いましたが、登録業者のこの用紙を見ますとダブっているんですよね。ダブっていませんか。再度その点について。建設業と建築業ですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 建築業と建設業、一応工種ごとには、建設工事の中で建築の部門と土木の部門ということで、私、前も言ったんですけども、土木では例えばBのクラスで単体で単独で登録なっていますけれども、例えば要するに建築のほうでは共同企業体になってAのほうで登録なっているとか、そういうのが2組 - JVの2組ですかね。名前を言うのはちょっと差し控えますけれども、片方は、その同じJVの中でも片方は土木には登録していない、建築だけの業者もありますけれども、それと土木サイドのものと一緒になってJVを組んでいるとかというふうなものになっている。ただ、トータルの中で、私、今ちょっと、計算機置かないとちょっと数字わからないですけども、一応私のメモから見ると、そういう登録の中身にはなっています。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ建築業の中で、二つの企業が一緒になって、経常共同、いわゆるJVを組んでいるわけですね。そして、例えばBとCとでAとか、そういうふうになっているんですね。そういうふうに、いわゆる加点をするなというふうになっているんですけども、そして、登録なっているんでしょう。これはできないんじゃないですか。これがまず一つであります。まずこれ一つ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 一応JVの組み方は、同じクラス、例えばAはA、BはB、CはCというような内容になってのJVにはなっているはずですが。だから、竹内議員、今、BとかCとかだて言いましたけれども、同じクラスというか、もしくは対等というんですか、同等のランクづけでもってJVになっていると。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 加点はしていないということでもいいんですか。加点はなっていませんよと。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 経常企業体については、将来的には合併、一つの組織としてやってほしい

という思いはあります。思いはありますが、やはり限られた業者数でございますので、何とか競争性を高めるためにも、例えばCとCのクラスが経常企業体を組んだ場合は一ランク上のBにするという形で、今、にかほ市は取り組んでいます。

【16番(竹内賢君)「そうでしょう」と呼ぶ】

市長(横山忠長君) ええ、そういう形で、いずれは何とか業者が合併して取り組んでいただきたいと思っているところでございます。

議長(竹内睦夫君) 16番竹内賢議員。

16番(竹内賢君) 今、建設部長の答弁と市長の答弁とは、市長は将来的なことを考えて、こういうふうにしてやっていますよということで、私の理解と同じだと思んですが、理解というか、加点されていますよと、こういうことだと。

それで、先ほど1点聞きました、事前公表です。事前公表について、当分の間とか、試行ですよと、事前公表についても、いろいろやっぱりいい点と悪い点あるわけですね、高どまりとか。そういうふうに言われていますが、このことについて、今の要綱と、それから財務規則の関係でいうと、当分の間、あるいは試行ですよと、こういうことについて、今時点でお考えを持っているのか、一つは伺いたいと思います。

それから、新しく歩切りというか、歩切りについて、市長は予定価格で十分やっている内容ですよと。そうすると、設計価格をして、それから、いや、実際は歩切りやっているわけですよ。で、企業に対して努力をとかとやっているわけですけれども、ではそれが適正な積算価格になっているのかどうかについて、この二つについて伺います。

議長(竹内睦夫君) 答弁、市長。

市長(横山忠長君) 事前公表によって高どまりになっているという考え方は持っておりません。あくまでも公表した予定価格に基づいて、さらに競争性を高めていただくという形に考えております。

それから、設計額。設計額はあくまでも標準設計です、標準設計、歩がかりというのは、ですから、その標準設計から、いろいろこういうことをやれば当然もう少し下がるんじゃないかというふうな形の中で考えながら、予定価格を歩切りをさせていただいているという状況でございます。

事前公表については、当分とかというような話はちょっと改めたいと思っております。

議長(竹内睦夫君) 16番竹内賢議員。

16番(竹内賢君) これについては、歩切りについてはちょっと納得できないわけですが、こういった指針が出ているわけですが、改めて、今、総合評価による入札契約、発注、こういうものが言われていますので、にかほ市として総合評価、いわゆる価格以外の多様な要素も考慮し、価格・品質が総合的にすぐれた契約によって確保されると、そういうことについてどういうお考えですか。

議長(竹内睦夫君) 答弁、建設部長。

建設部長(佐々木秀明君) 県のほうでは、その総合評価というものを大分前から進めてはおります。今言ったように、単純に価格だけではなくて、いろいろな技術点とかいろいろなものを点

数化して、その点数でもって落札業者を決めましょうということなんですけれども、県のほうでも、実は先日、そういう指導といいますか、県内ぐるぐる回って指導しているみたいで、ぜひ参加してくださいというふうなこと、来ています。ただ、そのやり方にふさわしい、今言ったような技術提案とかということになるものですから、我々が通常やっている一般土木的なものではなくて、恐らくもっと高度な技術を要するとか、あるいは技術の提案をもらうとかというようなものには非常にいいような内容にはなっているみたいです。でも、にかほはにかほに合ったようなものをちょっと考えてみましょうかというようなことで、実は今、いろいろと県のほうと勉強中というんですか、話を前向きにはしております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 研究をしているという前向きな姿勢ということで受け取っていいとすれば、それはそれでよろしいです。

では、もう一つ、別のほうに、図書のほうにいきたいと思います。第5回のかほ市の子供読書推進委員会の資料を見ますと、確かに前年度よりは進んだ内容での図書の基準冊数に向けてきているわけですが、7年の3月現在の調査で、金浦中学校、仁賀保中学校、釜ヶ台中学校、象潟小学校、金浦小学校、釜ヶ台小学校が基準を満たしていませんでした。で、今回の第5回の読書推進委員会の資料を見ましても、まだ達していません。そこについて、今度は廃棄基準もつくられたはずですが、そうすると、必要でない、いわゆる合わない本はなくなっていくわけですので、どういうふうに進めていく考え方なのか。

それから、もう一点は、先ほど市長の答弁の中で、教材費、いわゆる基準財政需要額に対して予算計上したものが大体100%以上になっているというお話を伺って、この点については評価をしたいと思います。そこで、各学校が備えておくべき教材機能別分類表というのがあります。分類表です。これに基づいて、例えばにかほ市内の各小・中学校のこの教材機能別分類表に各学校から要求があった－要求というか、これが欲しいとか、これが古くなったからとか、そういうものについてきちんと応じられて、現在、その分類表に基づいてきちんと整備されているのかどうかについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 学校図書館についてお答えいたしますが、確かに竹内議員がおっしゃったように、現在、基準冊数に達していない学校は、今、竹内議員がお話したとおりでございます。したがって、できるだけ基準冊数が少ない学校については予算措置を講じるように、20年度につきましては予算措置を講じておりますし、昨年度におきましては、篤志家の方からかなりのお金が図書購入費に充てられておりました。それから、廃棄基準も昨年度つくっておりますので、現在に合わなくなった資料については廃棄するように学校のほうにも周知しておりますので、それに基づきまして、また対応を考えていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 教材についての資料、細かいチェックできる資料を持ってきておりませんが、今までの経過から見て、例えば学習指導要領の変更があった場合とか、教科書改訂があ

った場合とか、そういうときには、通常の前算にその変更になった分が上乘せされた前算化をしてもらっていますし、基準でそろえなければならない教材がなければ授業もできないという事態になりますので、おおむね基準どおりのものはちゃんと備わっているものと考えています。ただ、私、今、資料を持ち合わせておりませんので、これは後で調査をしまして、報告をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。  
所用のため2時15分まで休憩します。

午後2時00分 休 憩

午後2時15分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの16番竹内賢議員の質問の中で、教育長が、学校教育費教材機能別分類表について後ほど答弁するというふうなお話がありましたが、確認ができたということですので、学校教育課長のほかから答弁させます。学校教育課長。

学校教育課長（佐藤和広君） 先ほど竹内議員から、文部科学省で出している教材機能別分類表、これに準じて整備をしているのか、また、そろっているのかという御質問がありましたけれども、この分類表は、議員も御存じのとおり大変基本的なものでありまして、にかほ市内各学校においてすべてこの基準を満たしておりますので、報告いたします。

議長（竹内睦夫君） それでは、次に、21番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）登壇】

21番（本藤敏夫君） 通告のとおり2点について御質問いたしますので、持ち時間もありますので、簡潔に御回答をいただければありがたいと思います。

第1点目、地域公共交通の整備計画についてであります。この件については、3月定例会においても質問をいたしました。質問の内容にも問題があったかと思いますが、馬場院内線にのみ限定した質問と取られたせいか、その検討結果についてデマンド交通はなじまないという御回答でありました。が、しかし、現在の高齢社会の中で現状を申し上げますと、病院に行きたいけれども、車がないと。昼間は運転者がいないため、買い物にも行けない。バスを利用しようとしても時間が合わない。いつもいつも知人や親類に頼るのも気が引けるというような意見が聞かれます。さらにつけ加えれば、以前は各集落に日常食品、あるいは雑貨の小売店が1店か2店はあったものでありますが、集落からそうした日常食品の販売、雑貨を販売する店が廃業して、規模の大きな店が、まあ郊外とっていいの、集落から遠く離れたところへ開店されていくという社会現状にあることを踏まえ、こうした環境を踏まえ、次の質問をさせていただきたいと思います。

なお、前段で申し上げておきますと、馬場院内線の試行の運行については、先般、そのタクシー会社に行ってお話で聞いてみたところ、それから、市長の最初の行政報告の中でも報告ありましたとおり、これまでの利用率からいえば馬場院内線は非常に改善されていたということをまずつけ加えながら、質問をさせていただきたいと思います。

総合発展計画の第2章に、自然豊かで住みやすいまちの主要施策の中で、生活バス路線の維持を図るとともに、新たな地域公共交通を検討するというふうになってあります。当然その中にはデマンド交通システムについても明言してございます。それらの検討結果についてお聞きしたいわけでありまして。にかほ管内17路線中、馬場院内線はタクシーによる試行運転を実施しておりますが、他の16路線についても運行状況を調査してみますと、馬場院内線以上に効率の悪い路線もございまして。そういう状況を検討委員会ではつぶさに検討されてあったんだろうかという疑問もございまして、この点。

それから、約3,300万円の補助金を出しているのに、利便性の関係から市民から決して喜ばれていない現状にあるとして、効果を考えれば、いち早く既得権者であるバス業者との協議を持ち、改善方策を打ち出す必要があるのではないのかと。いつまでも既得権者である業者の申し入れだけでこだわっておりますと、市の地域公共交通の整備計画は成り立っていかないのではないのかというように思います。

それから、各地域の具体的な意向調査、検討委員会があるわけでありましてけれども、実際にそのバスを利用している人の意見はそれに取り入れられているのかなと。そういう人方の意見を取り入れて、利便性や経済性を考慮して検討する必要があるのではないのかなというふうに考えております。いつの場合でも検討委員会という、機関代表、あるいは団体代表として委員を任命・委嘱しておりますけれども、その機関代表の人方が、そのテーマに基づいて、その母体である機関や団体の意見を十分検討されたものをその会の中に持ってきているとは言えないのではないのかというふうにも感じます。

というふうなことで、いろいろ申し上げましたが、課題はまだたくさんありますが、発展計画にあるとおり、自分のいるところから行きたいところへの移動が手軽にできるデマンド交通システム、それから、市独自のシステムと組み合わせた新たなシステムをつくる必要があるのではないのかなと。それら先進地をいろいろお邪魔して、福島と山形の二つの市を訪ねてみました。一つは、社会福祉協議会の運営主体になっておりました。いずれ問題があるのは、今、馬場院内線は合同タクシーで試行運行しております。それら車の保有をしておられる業者や、そして行政、そして住民が三者連携して、もっと利便性のある経済性のある地域公共交通の整備を早期に実現してほしいと。当然各方面との検討期間が必要でありますから、私がここで申し上げても半年や1年でそれが改善されるとは思っておりませんので、その具体的な検討を始めてほしいと。もし始めているのであれば、その状況をお聞きしたいと。

次であります。協働と自立のまちづくり、これもいろいろな会合、あるいは市で発行するいろいろな計画書、総合発展計画から含め、福祉計画等々の中には、必ず大見出しで「協働と自立のまちづくり」について記載されております。合併して3年目に入っているわけですが、最初からこの協

働のまちづくりという言葉は出ておりました。これはにかほ市に限らず、新市誕生にあっては全国各地で協働のまちづくりを標榜し、それをあらゆる計画書に載せているというのが実情であります。他の市の協働のまちづくりをいろいろ調査してみますと、非常にきめ細かい検討を重ねて、まちづくり推進をやっている現状を資料で確認することができます。そこで、そのまちづくりの一片でありますけれども、次の質問を具体的にさせていただきます。

20年3月12日ごろの広報にかほで、自治体財政健全化法施行前の財政健全化判断比率を18年度決算をベースにして掲載されております。非常に健全化法の成立期に合った、時を得た情報だなと、私は行政に対し、それを評価しているわけではありますが、ただ、国の判断基準を下回り — 失礼しました。ここに「下回り」としてありますが、「判断基準を上回り、当市の財政状況は健全である」と訂正していただきたいと思いますが — ああ、「下回り」でいいのでした、最低のほうですから — 下回り、当市の財政状況は健全であると報告されているわけです。しかし、市民の感覚では、一連のこれまでの市民運動等でもよく言われますが、必ずしも市の財政状況は健全であるという認識はないというふうに考えております。それには幾つかの理由があるかと思いますが、次の3点を挙げてみました。

市民の望む行政サービスと市の行政運営に乖離があるのではないかと。優先順位等、施策上の事業に乖離があるのではないかとということでもあります。それから、行政運営の面で、市民のニーズが的確に把握されているのかどうかという問題があると思います。これをいいますと、よく当局側では、これはかつてもそうでありましたが、広報で市民に周知しているという言い方もよく答弁として出るわけではありますが、果たして当市で、配布戸数に対し、その広報紙をどのくらいの比率で見ているものかという疑問もあります。前段の同僚議員の質問の中に、はがきを入れて、はがきを刷り込んで、それを切り取ってニーズの把握をするという提案がありましたが、広報紙を見ている状況把握等も、市民と、いわゆる協働と自立のまちづくりの上では、情報提供という面で非常に大事だと思うんですが、この2番の行政運営の面で、市民のニーズが的確に把握されていないのではないかとということと、この3番目の市民と行政の情報の共有の面に欠陥があるからではないのかということとは、以上、申し上げたような理由から考えたわけであります。

市民からの情報整理、それから市民との協働の事業推進のためにも、地域の課題の掘り起こし、課題解決のための施策の転換を目的に、これからは私の提案になるかもしれませんが、地域審議会的な制度を立ち上げて、具体的な指標をもとに、協働のまちづくりを推進するという制度がなければ、なかなか協働のまちづくりを推進するということは進まないのではないのか。そして、市民の行政に対する不満解消にもつながらないのではないかと。検討委員会をつくれれば、再度申し上げますが、団体の会長、機関の代表、それが委員になって選任されても、その母体である団体や機関で十分練られた意見をその人がそこに持ってきて審議に当たっているかということに若干の懸念を感じているので、二度申し上げました。市長は、協働と自立のまちづくりのパートナーは自治会組織だと、同僚議員のさきの一般質問に答えております。私も全くそのとおりで、地域型のコミュニティーの代表は自治会組織だと思っております。そういう意味で、例えば地域審議会を旧町単位に設置して、地域審議会のメンバーは、集落の、あるいは自治会の会長等に当て、その話題にする

課題課題について、その集落ごとによく検討していただいて、意見を持ってきてもらうというような方法などがあれば、初めて協働と自立のまちづくりの情報の共有という意味が生まれてくると思いますので、あえて「例えば」を括弧書きで入れたものであります。

以上、この2点について質問し、再質問は自席でやらせていただきます。よろしく申し上げます。  
議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、地域公共交通の整備計画についての御質問にお答えいたします。  
市内の地域公共交通における生活バス路線は、現在、4月から9月までの試験運行を実施している旧馬場院内線を除き、羽後交通で運行している補助対象路線 — これは県の補助対象路線も含めてでございますが、15路線が運行されております。このうち3月定例会でも御説明をしておりますが、昨年4月25日付で、羽後交通から協議のありました長岡線、鳥海線、仁賀保線の3路線の欠損額の補てんについては、4分の1の事業者負担分、これについても今年度から市で負担することを決定しているところでございます。市では、19年度に羽後交通に対して、旧馬場院内線を含めた16路線に県の補助事業として県補助金を含めて3,702万9,000円の補助をしておりますが、羽後交通自体も赤字の事業者負担分として約700万円を負担している状況でございます。したがって、実質の赤字額は4,400万円になるものでございます。現在、羽後交通からは、馬場院内線以外の路線については、この数年の間にすぐ廃止をするというふうな申し出は受けておりませんが、乗車密度が3人以下の路線については、いつ廃止の申し出があってもおかしくない状況でございます。これは、先ほど4,400万円ぐらいの赤字補てんをしているというふうなお話をしましたが、これは県の補助制度に基づいた赤字補てんなわけでございます。これは1キロ当たり幾らという形で計算するわけでございますが、しかし、実際には、バス事業者 — 羽後交通は、人件費など、要するに運転手さんを拘束する時間、こういうものは、運転時間は入りますけれども、拘束されているすべてが入っていないわけです。ですから、この700万円以外にも赤字を背負っているというのが現状でございます。

このような状況の中で、羽後交通では、路線バス利用者の意向調査を6月1日から2週間、冬期間に2週間、市内全路線を対象に利用者の乗降調査を実施中、あるいは実施予定となっております。市でも羽後交通とタイアップをしながら、利用者のアンケート調査を行いながら、当面は既存運行路線の運行時間などの改善についての羽後交通への要望、あるいは利用者の利便性の向上に努めてまいりたい。要するに、恐らく例えば列車で帰ってきてバスに乗れないという状況もあるのではないかなと思います。そういう連絡が悪いということもありますので、そうしたことについても、羽後交通のほうに要望をしてまいりたいと思っております。

また、御指摘のように、総合発展計画では、交通ネットワークの整備として、交通弱者の利便性向上を図るために市内を循環するコミュニティバスやデマンド交通などを検討することにしております。今年から試行運行している仁賀保駅・水沢間のコミュニティバスの際にも、デマンド交通について、地域公共交通会議などで十分検討をしたところでございますが、予約制で自宅まで送迎するということになると、目的地への到着時間などが不規則になると、こういうこともございま

す。また、電話や携帯電話などにより事前の予約、あるいは外出先からの予約するシステムが高齢者の方々にはなかなか使いにくいのではないかというふうな御意見が大勢を占めたところでございます。また、市でも、この予約システムを導入することになれば、オペレーターも確保しなければなりません。いろいろな形で設備投資をしなければならないわけでもございまして、仁賀保駅・水沢間へのデマンド交通の導入については時期尚早ということで判断した経緯がございます。

御質問の地域公共交通の整備計画については、今後の羽後交通の運営方針などにもよりますが、引き続き高齢者の生活などに十分配慮し、利便性や費用対効果なども十分勘案しながら、循環型コミュニティバス、あるいはデマンド交通などの導入、そしてまた、児童生徒と一般の方が同乗できる混合型のスクールバスの導入の是非など、地域住民にとってどのような交通システムがよいのか、地域公共交通検討委員会や交通会議の場で、今後の整備計画の策定を含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

先ほど本藤議員からお話がありましたが、やはり市民の皆さんの個々、いろいろな要望、要求があると思います。しかし、この公共交通の中で、すべてそういう形の要求をとらえた形のシステムをつくるということはなかなか難しいのではないかというふうに思っております。

それから、デマンド交通でも、地域循環型コミュニティバスでも、他の自治体ではやっているところあります。ありますが、市全体での取り組みというのは、私ちょっと記憶がございません。例えばどこかの路線を廃止してデマンド交通をやるとか、あるいは、その地域で循環バスを回すとかという形のものはいろいろ聞いておりますが、その自治体全体の中で、そういう路線バスをすべて廃止して、公共交通に変えたということはちょっと私の記憶ではないのでございますが、いずれにしても、何とか市民の皆さんの利便向上が図れるような公共交通システムをつくっていきたいと思っておりますが、当面は路線バス、これの維持をしながら、検討を進めてまいりたいと思っております。何とか本藤議員を初め議員の皆さんからも、市民に対して積極的に路線バスの利用についてもPRしていただきたいと思っておりますし、その一方で、地域公共交通のあり方についても調査・研究されまして、御提言などをいただければ大変ありがたいと思っております。

次に、協働と自立のまちづくりでございます。現在、市では、行政運営やまちづくりのパートナーとして103の自治会から成る自治会等の制度、これを活用しながら、代表者による行政懇談会の開催、昨年度から実施しております市政説明会、そして、単独集落や、あるいは自治会などが集まったの市政座談会、さらには市のホームページという媒体を活用しての「何でもQ&A」による相談コーナーの設置、そして、意見箱を設置するなど、市民の皆さんからいろいろな形で御意見を賜っているところでございます。

また、19年3月に議決をいただきました、にかほ市基本構想・基本計画、さらには、この構想をベースにした、にかほ市地域福祉計画や防災計画、あるいは男女共同参画計画や生活排水処理基本計画など、さまざまな個別計画の策定には、住民公募をしながら審議会を組織して、広く市民の声をまちづくり施策に反映してきたところでございます。また、こうした個別の計画の中では、さまざまな施策に対して、目標年次と、目標年次に達成すべき目標数値などを示しながら、その実現のために現在努力を重ねているところでございます。

しかしながら、本藤議員も御承知のとおり、平成12年4月に地方分権一括法の施行により、国と地方の関係はこれまでの上下主従的な関係から対等協力の関係へと改められまして、地方分権社会の制度が確立されてきたわけでございます。したがって、これからの地方自治は、自分たちのことは自分たちで考え、自分たちの責任の中でまちづくりを進めていくことが求められることとなります。そのためにも、まちづくりの主体は市民一人一人でありますので、市民による市民のための市政の実現のために、引き続き多くの市民の意見が市政に反映できるように、さまざまな計画策定の段階から市民と行政が協働することを心がけていきたいと思っております。

御提案の地域審議会も市民と行政の協働のまちづくりの仕組みの一つと思いますが、先ほど申し上げましたように、町内会長さん、これは最も重要なまちづくりのパートナーでございますので、それぞれ対等な立場で、また、市民と行政のパイプ役として情報交換をしながら、まちづくりに対する御意見、あるいは御提言などを承りながら、行政運営に反映してまいりたいと考えております。

そのようなことで、昨年11月に組織された3地区のそれぞれの自治会等の代表12名で構成するにかほ市自治会会長連絡協議会との懇談を去る4月10日に開催しております。この懇談会の中では、今後の町内会長さん方と行政とのまちづくりに対するかわり方をどう持っていくか、今後この方向性を、検討を進めているところでございます。

そのほかにも、現在にかほ市基本条例の制定に向けて今年度末の制定に向けて作業を進めておりますが、これは首長、議会、住民の権利や責務、こうしたことを条例の中に盛り込んで明確化してまいりたいと思っているところでございます。

いずれにしましても、本藤議員の御指摘のように、住民サービスや行政運営に市民との乖離が生じないように、あるいは市民ニーズがよりの確に市政に反映できるように、また、市民との情報の共有がさらに高まるように努めてまいりたいと考えておりますので、本藤議員を初め、議員の皆さんにも議会においていろいろ御審議いただいて、可決いただきましたいろんな施策について、市民の皆さんにもなお一層PR方をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 再質問させていただきます。

最初に、デマンド交通の関係であります。現在もにかほ市地域公共交通会議は継続されているかどうか。それから、委員の名簿は前にいただいたような気がいたしますが、利用者の意見、通常バスに乗っているような人方のメンバーというのはいなかったように記憶していますし、その利用者の利便性という問題で、どのような形で調査をされ、検討されたのか、2点。

それから、3点目、市長の中で、市全域のデマンド交通の例を知らないと言いましたが、ありません。なければ後でお知らせします。そのデータも持っていますので。デマンド交通一つでやると、市長の答弁にあったように、いろんな問題があります。それを福祉バスや、今のような合同タクシーでやっているああいう定期・定路線の運行システムなども考慮に入れて、組み合わせることによってそれが成立すると。そうすれば、中学校、高校生の部活の終了後における安全輸送も可能になるというシステムをとっている市があります、現実に。そうしたことを十分研究させていただきたい。なじまいと言わないで。

それから、私ちょっと不思議に思っているのは、調査過程で、馬場院内線よりは、仁賀保線1・2、いわゆる桂坂の往復、これが平均乗車密度よりは低いんです。かつ距離は、いわゆるこの仁賀保線のほうが長い。補助金を出している額も小出線が多いんです。そういうような状況で、何で一廃止されたものについてどうこうということではないのですが、そこら辺がちょっと検討不足だったの でなかったのかなという問題も残りましたので、それらについて、デマンド交通については、以上の点を再答弁していただければありがたいと思います。

それから、協働と自立のまちづくりでありますけれども、やはり市長も言われるとおり、市民と行政との情報の共有というものが非常に大切だと思います。その情報の共有という形が円満にいつているか、いつていないかで、せっかくの声か、行政の声が逆になったり、そうしたこともあり得ます。協働のまちづくりを市民とともにやっていると、財政的にもいろんな面でそういう時期に来ているということは、みんなわかっているわけではありますが、その具体的な指標といいますが、協働のまちづくりの目的、目標、何をみんなでやろうとするのか、そうした一つの指標が、私が知らないだけであるのかもしれませんが、あるのかどうか。なければ、市長の答弁にあったとおり、自治基本条例がこれから検討されると思いますので、自治基本条例あたりに、具体的なそうした指標を載せ、具体的に進めていくということが必要だと思うので、そこら辺のお考え。

それから、協働のまちづくりで非常に大事なことがあると思います。というのは、18年度の決算資料である平成18年度にかほ市事務報告書に、たしか、何という名前でしたか、にかほ市夢いきいき21マイタウン事業でしたか、何かの関係で6団体か8団体、この民俗芸能等のあれが載っておったことを記憶しておりますけれども、そうした協働のまちづくりに値するようなものを、こういう審議会をつくって、その場で評価し合うとか、もう少しこうやったらいいんじゃないとか、そういう評価し合う場も私は欲しいのではないかと、こう思います。市長のお考えをお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 市民との情報の共有ということのお話でしたが、やっぱり市民の皆さんは、行政システムというのがなかなか理解できていないのではないかなと思います。例えば予算についても、一般会計132億8,500万円からスタートいたしましたが、税を含めて自主財源というのは4割くらいしかない。あとの6割は依存財源だということもあまり理解をしていただけないのではないかとという中で、特に起債については借金があると、こういうことがやはり市民の皆さんからなかなか理解してもらえない一番の基本ではないかなと思っております。行政は、先ほど申し上げましたように、4割ぐらいの自主財源しかございませんので、事業をやる場合は、当然借金をして事業を進めることとなります。それが国の基準による財政的に適正か、適正でないかということ判断するための指標もありますので、今後はそうしたことも積極的にPRしてまいりたいと思っております。

それから、デマンド交通、これについては、先ほど申し上げましたように、循環型のコミュニティバス、あるいはデマンド交通、あるいは混合型のスクールバス、こうしたことを含めて、あるいは、場合によっては路線バスが残るかもしれません。そうした形の中で、いろいろこれから検討を

進めていきたいと思っております。

それから、基本条例の話がありました。条例の中に数値を入れるということは、あまりなじまないのではないかと思います。基本条例はあくまでもその条例の目的、方向性を定めるものであって、それからそのものを受けて、いろいろ基本構想、総合発展計画ありますけれども、そうしたそれぞれの個別の計画にも目標数値を掲げておりますので、基本条例を踏まえて、そうしたことをまた見直しする場合は、見直しをしていくという形になるのではないかと思います。

他については担当部長から答弁をさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） そうすれば、本藤議員の一つ目の質問、公共交通検討委員会の今後の予定ということでございますけれども、今の馬場院内線、試行期間でございます。これが6ヵ月間、以降本運行になるわけですが、試行期間の結果を踏まえて、本運行に反映するための検討委員会も当然開かなければならないし、とりあえず、今の課題としては、先ほど4分の1の赤字補てんまでもすると言いました仁賀保線、鳥海線、長岡線の代替交通の手段をとりあえずは廃止された場合を想定しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、アンケート調査等も実施しますので、その実施についても、とりあえずは仁賀保線、鳥海線、長岡線についてアンケート調査を実施しながら、検討委員会の中で、今後のあり方について議論してまいりたいと思っております。

それから、検討委員会の中で、利用者の意見は反映されているのかというふうな御質問がありました。実際にその名簿の中でバスを利用している方もおりますし、また、子供さんがバスを利用している父兄の方もおりますし、実際にバスを利用している方々の意見も反映されているものと考えております。

それから、三つ目として、仁賀保線が馬場院内線よりも乗車密度が低いにもかかわらず、馬場院内線のほうが早く廃止になったという、その経緯というか、理由というか、そのことについては、基本的には羽後交通のほうでの判断によるわけでございますけれども、一つは、大きな理由としては、通学路、仁賀保中学校の通学利用者の便宜、あるいは高校生の仁賀保駅までの部分がありますので、それが最も大きな理由になっているのかと考えているところでございます。

次に、例えば、にかほ市夢いきいき21マイタウン事業でやられた事業に対する、やられた事業の事業評価ということに対する評価の例えば委員会だとか、そういう組織する場を設けてはということの御提言でございますけれども、とりあえず、マイタウン事業については、当然補助申請をいただき、その内容を検討し、それがこの補助事業の趣旨に合ったかを踏まえて、補助決定をして事業実施、それを受けての事業実績報告を見て、最終的によしたものに基いて補助金を交付しているわけでございます。御指摘のとおり、それはあくまでも事務サイドの行政側の判断でございますけれども、それを市民とともに判断する、あるいは評価するという方法も一つかと思っておりますけれども、これだけに限らず、今後、行政評価ということ、まだこのシステムは立ち上げてございませぬけれども、今後、行政評価システムも立ち上げなければなりませんので、その中にこういう個別事案についての評価をどのように取り上げていくか、検討してまいりたいと思っておりますので、

よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

21 番（本藤敏夫君） 市長から、自治基本条例に細かな数字を載せろということではなくて、指針、どういう形でそれぞれの役割がどうで、どうだという具体的なものがあつたほうが自治基本条例、独自の、オリジナルな条例ですから、そういう方向性を持ってこのまちづくりに臨んだほうがいいんじゃないのかという提案だつたわけでありませう。

それから、市長の答弁の中で、市民がなかなか行政システムを理解できない部分があるというふうに言われました。私もそうだと思います。市民で、その行政のシステムを熟知されているような市民というのは、ほんの一部だと思います。そういう意味で、市でも努力されて、何ていう名前でしたか、市政説明会ですか、などをやっているわけですね。ところが、市政説明会は、当局で真剣になつて説明すればするほど、住民の声を聞く機会を失つて、いわゆる、住民が問題提起したいと思つても、なかなかその時間がなく終わつてしまふ。燃焼しないで終わりになるというような、そうしたことを改善するために、自治会懇談会等があるようでありませうから、それらをもとにして、自治会の力というのは、よく協働のまちづくりと言われませうけれども、これが全国に広がつた一つの問題提起になつたのが阪神・淡路の地震だつたんです。消防機関も消防団も、他へ手が行つて、なかなか手が回らない。そういうときに自治会が非常に活躍をしたということから脚光を浴びて、協働のまちづくりが全国に広まつたという私は認識しておりますが、防災計画段階でも、自治会における役割というのは大きいと思ひます。そういうような意味で、ぜひ地域と市と、行政が情報の共有、問題・課題の共有をすることによつて、市の認識も、わからない行政システムも幾らかずつわかってくるのではないかとということで提案しました。

デマンド交通についても同じことですね。いつも車を使つている人方の意見を聞いても、何ともならないです。お年寄り方から生の声を聞く方法の一つとして、私は、今思ひ出す、やれるようなことは、例えばデマンド交通に詳しい大学の先生、あるいは地域のまちづくりについて詳しい大学の先生等に相談をすると、その先生は大学生を使つてサンプル調査をやるなど、非常に細かい調査をやる手法があります。そういう手法なども検討の中に入れて、デマンド交通、まちづくりについて、作文でなくて、もっと地に足の着いた施策展開を私は支持したいと思ひますので、ぜひお考えをいただひて、答弁を抜きにしまふが、意見を添えて終わりにしまふ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、要りませうか。

21 番（本藤敏夫君） 結構です。

議長（竹内睦夫君） これで 21 番本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3 時 06 分 散 会